

名古屋市公報	平成31年 2月14日 第1295号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長	

目次 ページ

告 示

- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について
 (環境・地域環境対策課) (第52号) 2
- 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部
 改正について (緑土・緑地管理課) (第53号) 4
- 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部
 改正について (緑土・緑地管理課) (第54号) 6
- 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ
 く形質変更時届出管理区域の指定の解除について
 (環境・地域環境対策課) (第55号) 8
- 特定計量器定期検査の実施 (市経・消費流通課) (第56号) 9
- 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第57号) 11
- 名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更認
 可 (住都・市街地整備課) (第58号) 13
- 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について
 (緑土・緑地管理課) (第59号) 14
- 名古屋市農業センター駐車場の有料期間
 (緑土・農業センター) (第60号) 15
- 名古屋市農業センター臨時開所 (緑土・農業センター) (第61号) 16
- 使用収益停止通知に係る公示送達 (住都・市街地整備課) (第62号) 17
- 名古屋市旧川上貞奴邸及び名古屋市文化のみち檀木館の開館
 時間の変更について (観光・歴史まちづくり推進室) (第63号) 18

交 通 局 告 示

- 名古屋市交通局営業所の名称及び位置についての一部改正に
 ついて (第2号) 19

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の
 公告 (市経・地域商業課) 20
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築
 物の位置及び構造の認定に係る公告 (住都・建築指導課) 21

雑 報

- 無効公告 (守山区・保険年金課) 22

名古屋市告示第52号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成31年 2月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区泰明町 1丁目 1番の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

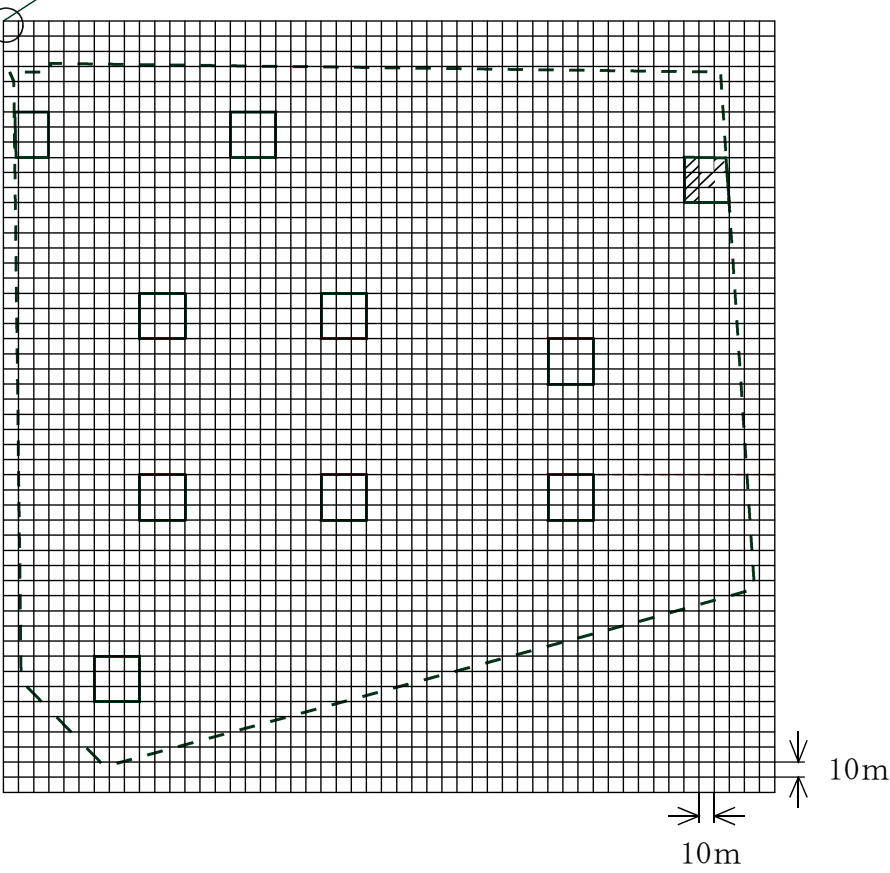
砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

港区泰明町 1丁目 1番

X座標：-98296.575、Y座標：-27574.939

起点



凡例

- □ □ □ □ : 調査対象地
- : 筆の境界

▨ : 形質変更時要届出区域（^ひ砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

名古屋市告示第53号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成31年 2月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

楽園なかよし公園	昭和区楽園町	図面昭和37の 区域	平成28年 2月 2日
----------	--------	---------------	-------------

」

を

「

楽園なかよし公園	昭和区楽園町	図面昭和37の 区域	平成28年 2月 2日
折戸公園	昭和区折戸町 3丁目	図面昭和38の 区域	平成31年 2月11日

」

に改めます。

附 則

この告示は、平成31年 2月11日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第54号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成31年 2月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

山田北公園	北区山田北町 1丁目	図面北80の区域	平成30年 1月 1日
-------	------------	----------	-------------

」

を

「

山田北公園	北区山田北町 1丁目	図面北80の区域	平成30年 1月 1日
上飯田東公園	北区上飯田東町 2丁目	図面北81の区域	平成31年 2月18日

」

に、

「

万場大橋緑 地	中川区富田町大字万 場字流作、字才宮	図面中川69の 区域	昭和50年10月 1日
------------	-----------------------	---------------	-------------

」

を

「

万場大橋緑 地	中川区富田町大字万 場字流作、字才宮	図面中川69の 2の区域	昭和50年10月 1日
------------	-----------------------	-----------------	-------------

」

に改めます。

附 則

この告示は、平成31年 2月18日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第55号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、形質変更時届出管理区域の指定を次のとおり解除します。

平成31年 2月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

平成30年名古屋市告示第 725号により指定した区域の全部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）

3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第56号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

平成31年2月5日

名古屋市長 河村 たかし

1 定期検査を行う区域

東区及び中村区

2 対象となる特定計量器

計量法第19条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が300キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量300キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量300キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

(1) 東区

検 査 日	検 査 場 所
4月18日（木）	矢田小学校（南門：体育館）
4月23日（火）	桜丘中学校（東北門：木工室）
4月26日（金）	東桜小学校（東門：特別活動室入口）

(2) 中村区

検 査 日	検 査 場 所
5月9日（木）	日比津小学校（東門：体育館）

5月10日（金）	日吉小学校	（東正門：体育館）
5月14日（火）	岩塚小学校	（東門：特別活動室）
5月16日（木）	稲葉地小学校	（北西門：特別活動室）
5月21日（火）	牧野小学校	（東正門：玄関）
5月23日（木）	笈瀬中学校	（西門：木工室）
5月28日（火）	笹島小中学校	（東正門：ピロティ）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第2項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

名古屋市告示第57号

道路に関する告示

昭和16年名古屋市告示第519号、昭和24年名古屋市告示第129号、昭和30年名古屋市告示第49号及び平成30年名古屋市告示第181号の一部を次のように改正します。

平成31年2月5日

名古屋市長 河村 たかし

昭和16年名古屋市告示第519号「認定の分」の表中「白子角割町第3号線支線第1号」を「白子角割町第3号線支線第2号」に改める。

昭和24年名古屋市告示第129号「認定の分」の表同第20号線の項幅員の欄中「

2	00
---	----

」を「

3	00
---	----

」に改め、同路線の項摘要の欄を次のように改める。

「

ただし、起点より48.22間は幅員2.00間

」

昭和30年名古屋市告示第49号「認定の分」の表中「春里町第1号線」を「春里町第25号線」に、「春里町第2号線」を「春里町第26号線」に、「春里町第3号線」を「春里町第27号線」に、「春里町第4号線」を「春里町第28号線」に、「春里町第5号線」を「春里町第29号線」に改める。

平成30年名古屋市告示第181号「5 道路の区域変更及び供用開始」の表宮

田第34号線の項中

「

名古屋市中川区富田町大字千音寺字甚目寺田1349
番地先から
名古屋市中川区富田町大字千音寺字東川岸塚1349
番地先まで

を

」

「

名古屋市中川区富田町大字千音寺字甚目寺田1349
番地先から
名古屋市中川区富田町大字千音寺字甚目寺田1349
番地先まで

に改める。

」

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

名古屋市告示第58号

名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

なお、施行地区及び設計の概要を表示する図書は、同条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、名古屋市中区三の丸三丁目1番1号名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課において午前8時45分から午後5時15分まで公衆の縦覧に供します。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

平成31年2月5日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 組合の名称
名古屋市上志段味特定土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市守山区大字上志段味字深田 800 番地
- 3 設立認可の年月日
平成5年9月9日
- 4 変更の内容
事業施行期間を平成39年3月31日まで延長する。
- 5 変更認可の年月日
平成31年2月5日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第59号

有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の4第2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第6条第3項の規定により、告示します。

平成31年 2月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

駐車場（日光川公園）

2 変更内容

平成31年 3月31日（日）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 8 時30分から午後 5時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第60号

名古屋市農業センター駐車場の有料期間

名古屋市農業センター条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第4条の規定により、名古屋市農業センターの駐車場を利用しようとする者が使用料を納付しなければならない期間として市長が指定する期間は、次のとおりとします。

平成31年 2月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

使用料を納付しなければならない期間

平成31年 2月23日から同年 3月17日まで

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第61号

名古屋市農業センター臨時開所

名古屋市農業センター条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第8条第3項の規定により、名古屋市農業センターの休所日を次のように臨時に開所する日に変更します。

平成31年 2月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

臨時に開所する日 平成31年 2月25日、同年 3月 4日及び同月11日

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第62号

使用収益停止通知に係る公示送達

次の表の左欄に記載する者に対する同表右欄の土地に係る尾張都市計画事業春日井西部第一土地区画整理事業施行者春日井西部第一土地区画整理組合が発した土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 100条第 1項の規定による使用収益停止通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第 133条第 1項及び同条第 2項において準用する同法第77条第 5項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容が愛知県春日井市下屋敷町字下屋敷 173番地 1にある組合事務所の掲示所に掲示されています。

平成31年 2月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
氏 名	住 所	
高 性 順	名古屋市北区紅雲町23番地	愛知県春日井市宮町字下夕原 62番 1

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第63号

名古屋市旧川上貞奴邸及び名古屋市文化のみち榑木館の開館時間
の変更について

名古屋市旧川上貞奴邸条例施行細則（平成16年名古屋市規則第92号）第 2条
の 2第 2項及び名古屋市文化のみち榑木館条例施行細則（平成20年名古屋市規
則第 131号）第 3条第 2項の規定により告示します。

平成31年 2月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設の名称

名古屋市旧川上貞奴邸（文化のみち二葉館）

名古屋市文化のみち榑木館

2 変更内容

平成31年 3月16日（土）の開館時間について、「午前10時から午後 5時ま
で」を「午前 9時30分から午後 5時まで」に変更します。

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

名古屋市交通局告示第2号

名古屋市交通局営業所の名称及び位置についての一部改正について

名古屋市交通局営業所の名称及び位置について（平成19年名古屋市交通局告示第4号）の一部を、平成31年2月12日から次のように改正します。

平成31年2月8日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

表稲西営業所の項の次に次のように加えます。

港 明営業所	名古屋市港区港明一丁目11番7号
--------	------------------

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされましたので、同条第 6項の規定により次のとおり公告します。

平成31年 2月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
中部日本ビルディング
名古屋市中区栄四丁目 1番 1号
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
8,496平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
8平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000平方メートル以下となる日
平成31年 2月 1日
- 5 廃止する理由
建物を建て替えるため

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

平成31年2月8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 対象区域

名古屋市西区又穂町2丁目1番、1番1、1番2、1番3及び1番4

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

無効公告

下記のとおり証票誤交付があったので、事故発生の日以降は無効とする。

平成31年 2月 7日

名古屋市守山区長 柴 田 久 司

- 1 証票名
愛知県国民健康保険被保険者証
- 2 被保険者証記号番号
20-620-800
- 3 事故発生年月日
平成31年 2月 1日
- 4 無効の理由
誤交付

名古屋市守山区保健福祉センター福祉部保険年金課